

【参考資料3】

かながわの地域日本語教育の  
施策の方向性

2020年3月

神奈川県

## <目 次>

1	はじめに	
(1)	神奈川県外国籍県民の状況と多文化共生の地域社会づくり	1
(2)	かながわの地域日本語教育の背景と今後	3
2	県内の地域日本語教育の現状と課題	
(1)	生活者としての外国人のための日本語学習の場	6
(2)	地域における日本語教育に関する課題	7
3	各主体に期待される役割	
(1)	国	11
(2)	神奈川県・かながわ国際交流財団	12
(3)	市町村・市町村国際交流協会	13
(4)	日本語ボランティア教室	14
(5)	日本語教育機関（日本語学校・専門学校日本語課程）	15
(6)	大学	15
(7)	企業（事業主）	16
(8)	県民	16
4	神奈川県としての施策の方向性	17

# 1 はじめに

## (1) 神奈川県外国籍県民の状況と多文化共生の地域社会づくり

神奈川県内に居住する外国籍県民<sup>※1</sup>は年々増加しており、2019年1月1日現在21万2,567名で、1985年の約4.5倍、直近5年間で28%の増加である。このほかに、日本国籍を有していても、日本語を母語とせず、日本語学習が必要な県民もいる。

外国籍県民の出身の国・地域は多様で174の国籍・地域数である。人数が多い順に、①中国(68,912名)、②韓国(27,781名)、③フィリピン(22,192名)、④ベトナム(19,801名)、⑤ブラジル(8,478名)、⑥ネパール(6,148名)となっている。中国、ベトナム、ネパール出身者については2013年度からの平均増加率がそれぞれ5.6%、22.7%、28.7%と毎年顕著な増加を見せている。

地域別では、政令市の①横浜市(97,532名、46%)、②川崎市(41,702名、20%)、③相模原市(14,795名、7%)が多数であるが、他にも、数千人単位で外国籍県民が居住している市町村が14ある。

外国籍県民の比率は、県全体では2.3%であり、県民の43人に1人が外国籍である。外国籍比率が高い自治体は、①愛川町(2,592名、6.5%)、②箱根町(493名、4.4%)、③綾瀬市(3,672名、4.4%)、④厚木市(7,373名、3.3%)、⑤中井町(302名、3.2%)となっている。

本県の外国籍県民の特徴としては、永住者(81,684名)、技術・人文知識・国際業務(26,779名)の在留資格別の割合が全国平均よりも高いが、特別永住者(17,069名)、技能実習(12,504名)、留学(19,214名)の在留資格別の割合が全国平均よりも低い。なお、全国でみると、東京都、愛知県、大阪府に続き4番目に在留外国人が多い(2019年6月末法務省データ)。

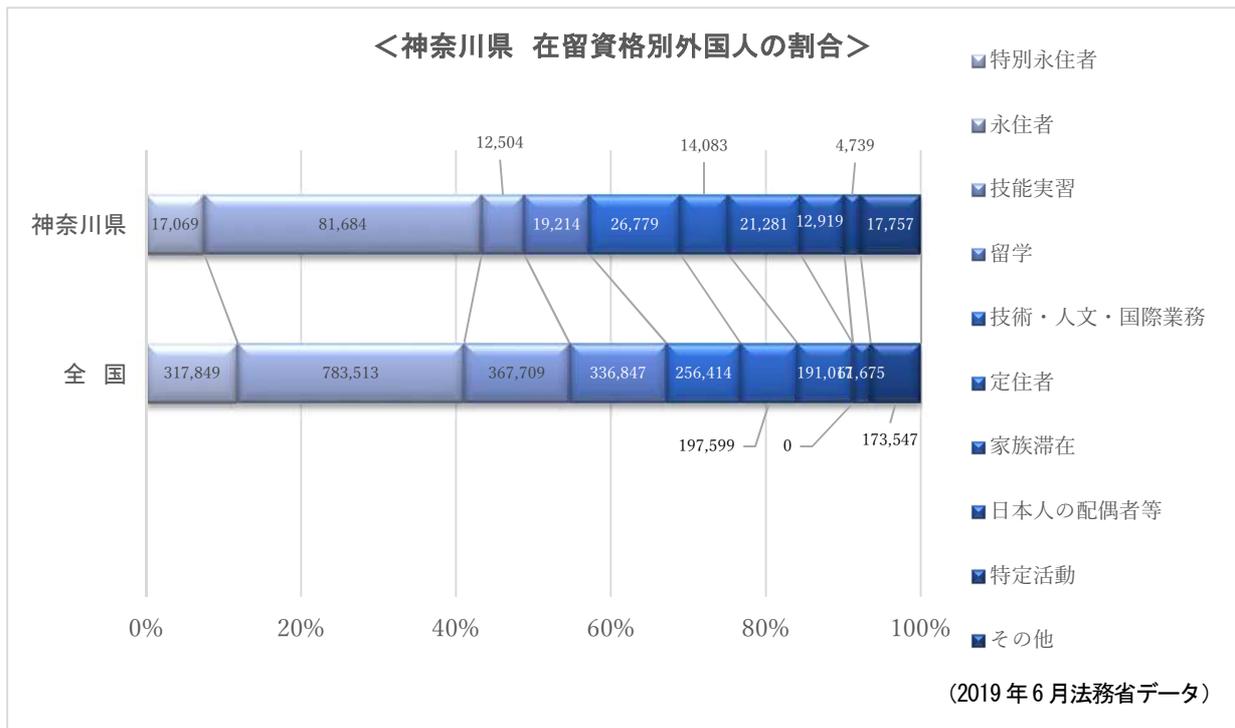
### <神奈川県市町村別外国人数、外国人人口比率>

(2019年1月1日現在)

市町村名	住民数	外国人数	外国人比率	市町村名	住民数	外国人数	外国人比率
県合計	9,181,625	212,567	2.3%	座間市	129,912	2,964	2.3%
横浜市	3,740,944	97,532	2.6%	南足柄市	42,176	425	1.0%
川崎市	1,517,756	41,702	2.7%	綾瀬市	84,307	3,672	4.4%
相模原市	722,863	14,795	2.0%	葉山町	31,826	237	0.7%
横須賀市	396,971	5,882	1.5%	寒川町	48,284	792	1.6%
平塚市	257,879	4,877	1.9%	大磯町	31,412	172	0.5%
鎌倉市	172,254	1,405	0.8%	二宮町	27,897	228	0.8%
藤沢市	432,095	6,245	1.4%	中井町	9,445	302	3.2%
小田原市	190,999	2,308	1.2%	大井町	17,036	115	0.7%
茅ヶ崎市	242,079	1,870	0.8%	松田町	10,928	126	1.2%
逗子市	57,017	501	0.9%	山北町	9,841	76	0.8%
三浦市	43,042	293	0.7%	関成町	17,820	132	0.7%
秦野市	165,396	3,493	2.1%	箱根町	11,289	493	4.4%
厚木市	225,247	7,373	3.3%	真鶴町	6,929	55	0.8%
大和市	235,816	6,653	2.8%	湯河原町	24,138	339	1.4%
伊勢原市	102,404	2,391	2.3%	愛川町	39,665	2,592	6.5%
海老名市	132,824	2,507	1.9%	清川村	3,134	20	0.6%

※県内市区町村の住民基本台帳に登録されている外国人の数の集計値に、県人口統計調査の数字を加えて加工

※1 外国籍県民 県内に生活の基盤を有している外国籍の人を指すが、日本語学習を必要としない人々も多く含まれていることに留意する必要がある。



このように、本県は、横浜開港以来、古くから海外の人や文化を受け入れ、今や174の国と地域の約21万2千人の外国籍県民が暮らす国際色豊かな地域である。

本県は、全国屈指のスピードで高齢化が進むとともに、少子化も進行しており、2020年頃に人口のピークを迎え、その後減少していくことが見込まれている。一方、外国籍県民の定住化が進み、外国籍県民等<sup>※1</sup>が増加し続けている中、本県は、これまで、外国籍県民等と共に生きる、多文化共生社会の実現に向けて、全国に先駆けて様々な取組を進めてきた。

県政に外国籍県民の声を反映できるよう1998年に設置した「外国籍県民かながわ会議」の提言を受け、医療通訳派遣システム事業の創設や、外国籍県民等の居住支援、公立学校入学者選抜の在県外国人等特別募集実施校の拡大などを行っている。

また、外国籍県民等が安心・安全に過ごすことのできる環境をつくるため、多言語支援センターかながわなどの相談窓口の運営や、外国籍県民等の暮らしを支援する人材の育成、外国籍県民等とのコミュニケーションを支援するための日本語講座の実施等により、総合的な相談体制や多言語での情報提供の充実に取り組んできた。

出入国管理及び難民認定法（以下「入管難民法」という。）の改正等により、今後、外国籍県民の更なる増加が見込まれる中、外国籍県民等も言葉の壁などにより不便や疎外感を感じることなく、コミュニティの一員として共に暮らす環境を整えるためには、言葉の問題、日本語能力を身に付けることは重要な課題である。

これまで、本県では国際言語文化アカデミアによる外国籍県民等とのコミュニケーションを支援するための日本語講座や外国籍県民に向けた日本語講座等を実施してきたが、今後は、国際言語文化アカデミアで実施してきた講座のノウハウを活用しながら、国・県・市町村・関係団体等との連携を強化しつつ、県内の地域における日本語教育の総合的な体制づくりを推進していく必要がある。

<sup>※1</sup> 外国籍県民等 県内に生活の基盤を有し、国籍に関わらず、外国にルーツがある人を含む。なお、日本国籍を有していても、日本語を母語とせず、日本語学習が必要な県民もいる。

## (2) かながわの地域日本語教育の背景と今後

### かながわの地域日本語教育の始まり

地域における日本語教育は、1970年代以降の中国残留邦人の帰国やインドシナ難民の受け入れをきっかけに始められたと言われている。神奈川県内では、1980年に国の政策として大和市にインドシナ難民定住促進センターが開設され、入所した難民は日本語教育や生活指導等を受け、周辺の市町村で就職・生活するようになった。この時期、定住難民や中国帰国者を対象として、市民の自主的な動きや、自治体や国際交流協会の働きかけにより、多くの日本語ボランティア教室が始まり、現在まで継続している教室も多い。それが神奈川の日本語ボランティア活動の基盤となっている。その後、1990年の入管難民法の改正により南米日系人が増加し、近年では技能実習制度や留学等によるベトナム、ネパール出身者が増加するなど、日本語ボランティア教室は、国の政策等により来日する様々な人々を受け入れてきた。現在、県内には、約250の日本語ボランティア教室があり、数多くのボランティアに支えられ、外国籍県民等の日本語学習の場として、また地域の多文化共生の拠点として、大きな役割を果たしてきている。

### 学習者からのあらゆるニーズがボランティアに集中

特に近年外国籍県民等の増加傾向が強まり、学習者の背景やニーズが多様化する中で、各学習者の目的に対応した日本語教育や学習者の生活支援などのあらゆるニーズがボランティアに集中し、行政の役割を明確にした上での支援体制の構築や、公的な日本語教育の必要性が長い間求められてきた。20周年、30周年を迎えた日本語ボランティア教室も少なくなく、ライフスタイルの変化もあってボランティアの不足や高齢化等の課題も深刻である。(公財)かながわ国際交流財団は2008年度に調査を実施し、県内の日本語ボランティア教室の現状・課題について報告<sup>※1</sup>を行ったが、10年が経過した現在、自治体の施策により、教室の会場確保やボランティアの研修などの対応がなされてきた地域もあるが、基本的な課題は変わっていない。

---

※1 「かながわの日本語学習支援」(2009年3月) [http://www.kifjp.org/wp/wp-content/uploads/2014/02/research\\_2008.pdf](http://www.kifjp.org/wp/wp-content/uploads/2014/02/research_2008.pdf)

報告書のp.156より、「調査のまとめと考察」が記述され、日本語ボランティア教室の課題について、次のようにまとめられている。

①学習者の増加、学習ニーズの多様化、②担い手の不足、場所の確保による継続の困難、③教える以外の運営にかかるコーディネーションを担うボランティアの負担の大きさ、④研修・人材育成の機会提供に関する要望、⑤学習者のニーズへの対応ができない(開催日時、頻度など)、⑥初期段階(ゼロビギナー)の日本語教育への対応ができない、⑦研修生等の来室の増加、企業の関与への要望、⑧資金の不足、資金負担に関する多様な考え方、助成金の継続の困難、⑨「日本語習得の場」に加え、「学習者間の交流・情報提供」「生活情報提供・相談」「日本人住民と外国人の交流・相互理解の場」という自己認識

## 日本語教育の意義について

日本語教育の意義については、文化庁が設置した文化審議会国語分科会日本語教育小委員会が次のように考え方を整理している。中でも、外国人が生活上必要な日本語能力を身につけることは、「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致しており (①)、日本語による円滑なコミュニケーションが住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる (②) という考え方は、県が地域日本語教育を推進していく上で、必要とされているものである。

### 【参考】日本語教育の意義について

- ①外国人が日本で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるようにする。これは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致するものである。
- ②日本語による円滑なコミュニケーションを実現し、住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる。
- ③地域住民が日本語教育に関わることを通じ、その生きがいや自己実現につながるるとともに、異文化に対する理解が深まり、多文化共生社会の実現につながる。
- ④日本語は、日本の文化の基盤であり、日本の文化そのものと言え、日本の文化や日本に対する外国人の理解が深まり、友好的な国際関係の構築につながる。
- ⑤日本語教育は、外国人の受入れ環境の最も基本的なものであり、開かれた国としての我が国の評価や魅力を高めることにつながる。

「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」(2013年2月18日 文化庁文化審議会国語分科会日本語教育小委員会)

## 行政、ボランティア、関係機関等による体制づくりへ

このような背景がある中で、2018年12月に入管難民法の改正等が行われた。新たな在留資格の創設等に伴い外国籍県民等の更なる増加が見込まれる中、2018年12月に閣議決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の一環として、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」が文化庁主導のもと、「生活者としての外国人<sup>※1</sup>」の日本語教育環境を強化する取組が進められている。具体的には、地域日本語教育の実態調査の実施及び具体的な計画策定等を行うプログラムA、それを踏まえた具体的取組を財政的に支援するプログラムBが展開されているところである。

一方、2019年6月には、「日本語教育の推進に関する法律（以下「日本語教育推進法」という。）」が成立している。第5条「地方公共団体の責務」には、地方公共団体は、同法の基本理念<sup>※2</sup>にのっとり、日本語教育の推進に関し、地方公共団体が国との役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策の策定および実施を行う責務を有することが規定されている。また、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）を国が定めることとし、地方公共団体においても、この方針を参酌した上、地域の実情に応じた基本的な方針を策定することも努力

※1 「生活者としての外国人」 「社会の一員として日本人と同様の公共サービスを享受し生活」する外国人を指す。

※2 日本語教育の推進に関する法律 基本理念（第三条） ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保 ②日本語教育の水準の維持向上 ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携 ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進 ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮 ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

規定として定められている。

そこで、本県は、文化庁事業を活用し、県内の市町村等の日本語教育施策等の現状と課題を把握した上で、行政、日本語ボランティア、日本語教育機関などの関係機関等の役割を考え、概ね5年間の神奈川県地域日本語教育の推進に向けた施策の方向性を取りまとめることとした。今後策定される予定である国の基本方針を踏まえて、その時々状況の変化に合わせて、必要に応じ、内容の見直しを行い、「かながわ国際施策推進指針<sup>※1</sup>」に、日本語教育の施策を反映していくこととする。

※1 かながわ国際施策推進指針 県民が、国籍にかかわらず、生きがいのある心豊かな暮らしを送ることができるよう、県の国際施策を展開するに当たっての考え方、方向性を示したもの。

#### 【「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」のための調査】

- ・各主体が連携する日本語教育推進の具体的な施策の方向性を取りまとめるために、神奈川県内の①市町村、②市町村国際交流協会、③日本語ボランティア教室、④日本語教育機関、⑤外国籍県民等を対象にアンケート調査と聞き取り調査を行った。
- ・調査結果は、課題の抽出や役割分担検討の参考とし、データの掲載や意見の引用を行っている。

	調査対象	アンケート対象件数	回答数 (回収率)
①	市町村 (国際政策担当課)	33 件	29 件 (87.8%)
②	市町村国際交流協会 (国際政策 (日本語教育施策) 担当者)	19 件	13 件 (68.4%)
③	日本語ボランティア教室 (かながわ日本語教室マップ掲載教室、かながわ県民センター内開催教室)	48 件	37 件 (77.0%)
④	日本語教育機関 日本語学校 (「H30 年度神奈川県内大学等在籍留学生調査結果」掲載の日本語学校) 専門学校 (「神奈川県専門学校進学ガイドブック 2020」掲載の日本語学科認可校)	20 件	10 件 (50%)
⑤	外国人住民 (多言語情報メール配信サービス「INFO KANAGAWA」等を活用)	-	138 名 (-)

## 2 県内の地域日本語教育の現状と課題

### (1) 生活者としての外国人のための日本語学習の場

#### ① 地域における日本語教室



- ・ 本県は、地域のボランティアの自主的な運営による日本語教室の活動の歴史が古く、現在も約250の日本語ボランティア教室があり、全国的に見ても日本語教室の活動が大変活発な地域である。県内で生活者としての外国人が日本語を学べる場合は、日本語ボランティア教室が最も多く、週1回程度、無料もしくはテキスト代のみ程度の参加費で運営されている。ボランティアに対し、交通費等が支給されるケースもあるが、多くは、無償による活動であり、教室の運営のために会費を負担している場合もある。中には、有料で専門家<sup>※1</sup>による講座を毎日開催するコースを実施している団体や、有料で専門家がプライベートレッスンを行っている団体もあるが、ごくわずかである。
- ・ 日本語ボランティア教室は、設置目的、学習内容、学習支援者の日本語教育の資格<sup>※2</sup>や専門知識の有無等が多様であり、その活動をひとくくりにはできないが、共通するのは、外国籍県民と日本人、外国籍県民同士が実際に関係を築き、相互理解を深める場となっており、外国籍県民等の居場所や地域社会への入り口になっている点である。これまでも、これからも多文化共生の地域づくりにおいて、欠かせない活動となっている。

※1 専門家 「日本語教育を行うための教育を受けて、専門的な知識と経験を持ち、報酬をうけて日本語教育を行う者」の意味で使用する。日本語教育が専門の大学教員も含める。

※2 日本語教育の資格 現時点では、日本語教育能力検定試験の合格、大学での日本語教育主専攻修了または副専攻(26単位)取得、教育機関での420時間の日本語教師養成講座修了のいずれかを指すことが多い。

- ・ 自治体が日本語教室を主催しているのは7件。県事業としては、国際言語文化アカデミアが専門家による複数の日本語講座を開催している。市町村事業（区事業も含む）では、すべての公民館でボランティアと外国籍県民等が共同学習を行う取組や、公民館の事業の一つとしてボランティアが学習支援を行う取組、また、国際交流協会やボランティア団体に日本語教室の運営を委託する等の取組がある。
- ・ 市町村国際交流協会が日本語教室を主催しているのは6件で、有償の講師が教えているのは3件、うち専門家による教室は2件（このうち1件は託児付きの日本語教室）である。

## ② 厚生労働省主催 外国人就労・定着支援研修「定住外国人就職支援コース」

- ・ 県内6か所（横浜、川崎、平塚、藤沢・大和、厚木、愛川）で専門家の指導により毎日行う集中講座が5つのレベル別に開催されている。地域により夜間の講座もある。2009年度の開始時には日系人だけを対象にしていたが、現在は人手不足の産業の人材確保にむけての政策として、原則として日本での就労に制限のない在留資格の求職者を対象に実施。2018年度は神奈川県内で37コースが実施され、541名受講した。外国人等のコーディネーターが窓口を担当。ハローワークで受付を行う。

## ③ その他の日本語講座

- ・ 民族団体等が開催している専門家による日本語講座もある。
- ・ 日本語学校・専門学校日本語課程でも留学生以外の受講も受け入れている。
- ・ 語学学校（日本語学校を除く）が実施する日本語コースやプライベートレッスンもある。

## (2) 地域における日本語教育に関する課題

調査のアンケートや聞き取りの結果から見えた県内の地域における日本語教育に関する課題は次の4つである。

### ① 日本語教育を行う主体や範囲、役割が明確になっていない

⇒ まずは、県・市町村、関係機関の間で日本語教育について情報共有や検討が必要

- ・ 日本語教育推進法では、国および地方自治体は日本語教育の推進に関する施策の実施に関する責務を有するとされているが、公的な日本語教育の対象者、到達すべき学習レベル等についての議論が未成熟である。
- ・ 地域における日本語教育の施策について、神奈川県と県内市町村の間で情報共有や連携を行う仕組みができていない。
- ・ ボランティアによる多様な日本語教室の活動がすでに根付いている地域が少なくないが、地域により、ボランティアの日本語教室の数や状況、自治体の関わり方などが大きく異なる。今後、自治体が行うべき施策も地域の実情とニーズに合わせる必要がある。
- ・ 市町村からは「外国籍県民等の日本語学習ニーズを正確に捉えられない」「ニーズ把握の方法がわからない」という声がある。
- ・ 技能実習制度においては、一度に多数の技能実習生が地域の日本語教室に来所し、ボランティアが対応しきれない等のケースがある。新設された「特定技能」の在留資格を有する者についても、同様のことが懸念される。

## ② 専門家による日本語教育の必要性

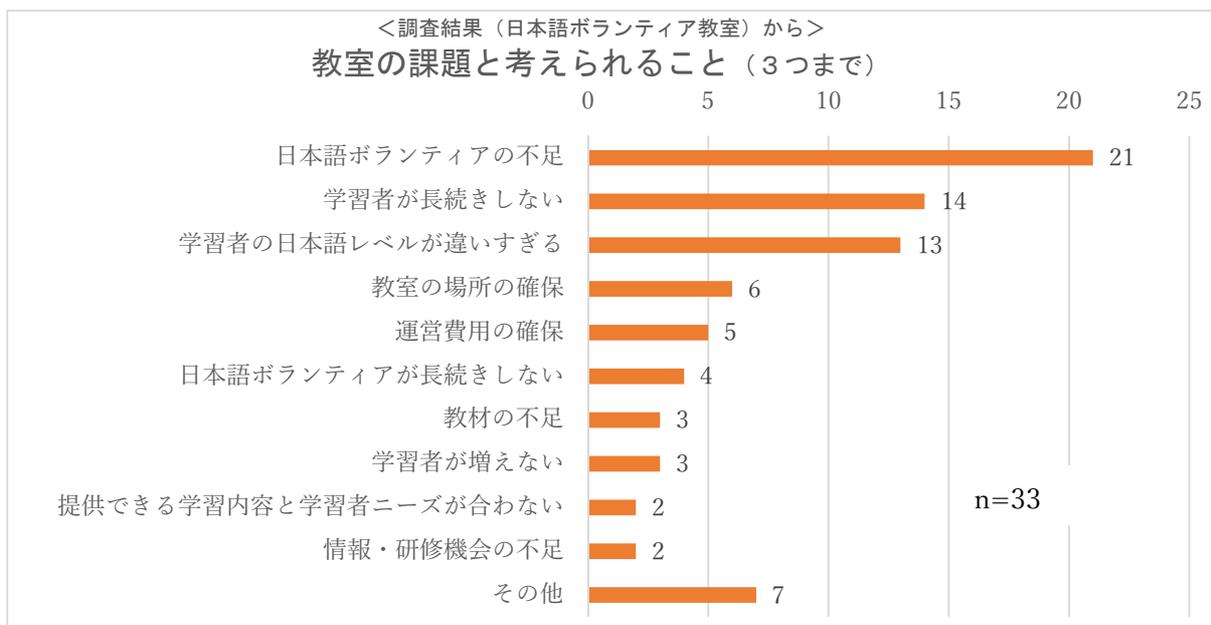
⇒ 行政・公的機関による専門的、体系的、継続的な初期段階の日本語教育が必要

- ・ 外国籍県民等が日本で自分に必要な情報を得て生活していくために、公的な日本語教育の保障が求められてきた。日本語教育推進法成立の背景には、行政による日本語教育の実施と日本語教育の質の向上の必要性がある。
- ・ ボランティア活動のため、日本語ボランティア教室の指導方法や水準にばらつきがある。
- ・ 現在も日本語学校や専門学校で日本語コースで、専門的、集中的な指導を受けることができるが、その受講料を負担し、毎日学校に通うことが可能な外国籍県民等は限られている。
- ・ 日本語ボランティアからは、「全く日本語がわからない人には教えるのが難しい」「集中的な講座が必要だがボランティアが実施するのは難しい」という声がある。外国籍県民等との出会いには関心があるが、自分には教えられないと悩み、やめていくボランティアもいる。
- ・ 初期に専門家から体系的に指導を受け、基礎が確立していれば、次のステップに進む力を蓄えられ、独学も行えるようになる。就業や社会活動のベースとして、初期段階のしっかりした基礎の習得がその後の社会参加や次世代の育成に大きく影響する。
- ・ 県内では、大学や日本語学校の教師が無償で日本語ボランティア教室で教える等の活動もあり、必ずしもボランティア＝アマチュアである訳ではない。公的な日本語教育を含め、多様な選択肢が示せると良い。

## ③ 「相互理解の場」「居場所」としての日本語ボランティア教室への支援の必要性

⇒ ボランティア活動の課題に対応した支援の充実へ

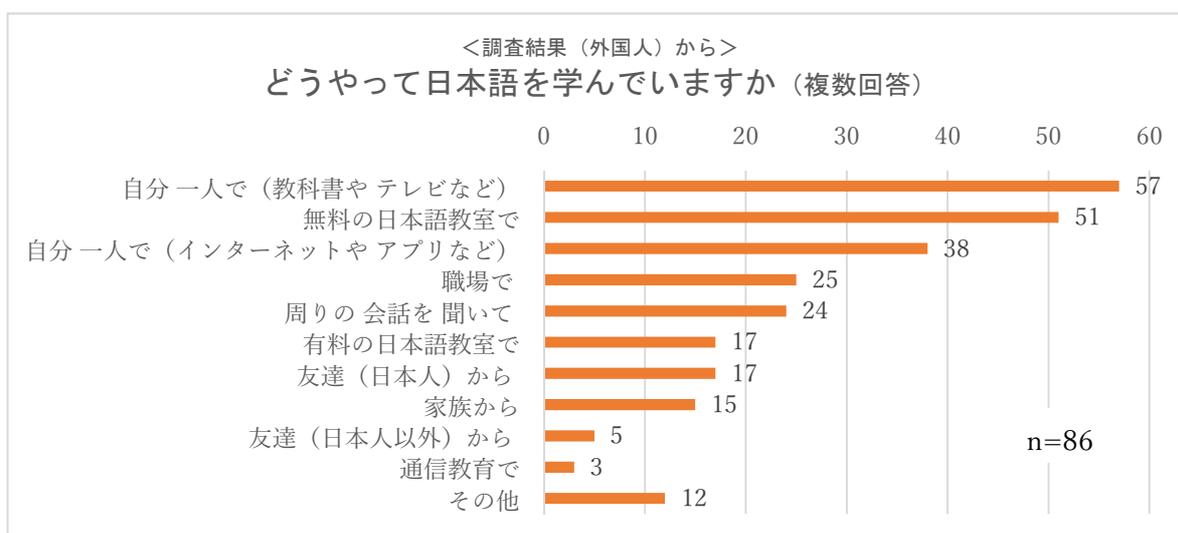
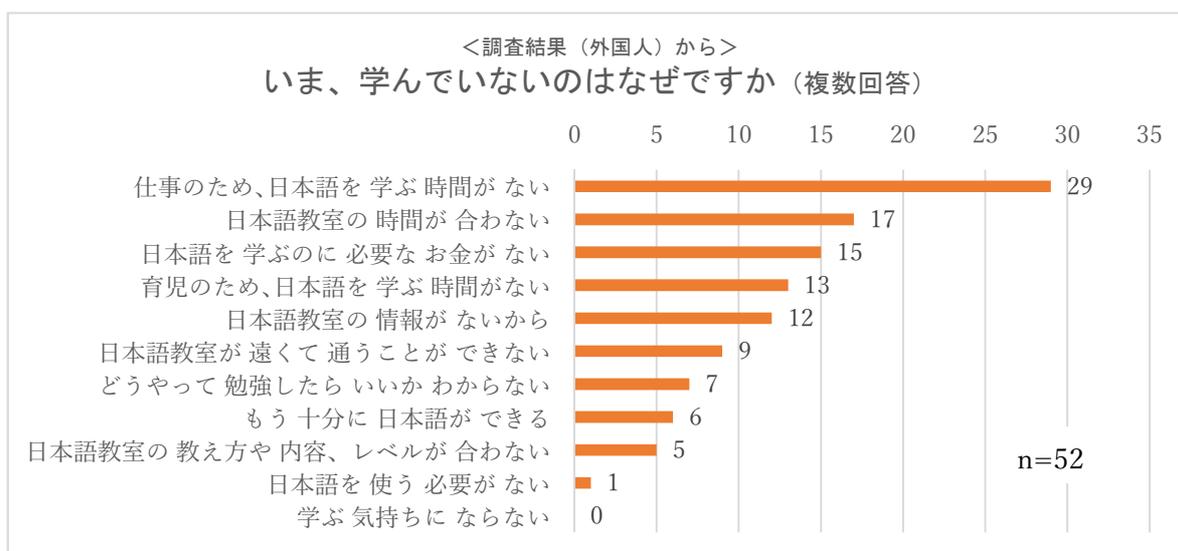
- ・ 日本語ボランティア教室は地域に住む外国籍県民と日本人、外国籍県民同士が個人として知り合い、実際に日本語を使用して相互理解を深める場でもある。そうした場が増えれば、多文化共生社会が広がる。公的な日本語教育が実施されたとしても、相互理解の場、居場所としての日本語ボランティア教室の存在意義は大きい。
- ・ ボランティアによる日本語教室の課題は、担い手の不足・高齢化、学習者が長続きしないこと、学習ニーズの多様化、教室の場所の確保が困難なこと等である。
- ・ 市町村によっては、日本語ボランティア教室の課題を共に考え、サポートを行う事例が増えてきているが、担い手の不足に対し、自治体や国際交流協会がボランティア養成講座を実施しても、受講者の活動につながらないとの指摘が複数ある。市町村がボランティア教室と共に養成講座を企画してボランティアを活動につなげる例や、ボランティアが地域の別の教室に応援に行く例もあり、地域の実情に合わせたボランティア養成や教室間の連携促進が求められている。



#### ④ 外国籍県民等に日本語学習の場や手段の情報が届いていない

##### ⇒ 情報提供の充実と学習ニーズへの対応

- ・ 日本語教室や日本語学習方法の情報が外国籍県民等に届いていないという当事者の声がある。ボランティアによる日本語教室、日本語学校、公的な日本語講座など多様な選択肢があることを行政が把握し、日本語学習リソースの情報とあわせて外国籍県民等にわかりやすく届けられると良い。
- ・ 日本に長く暮らしていても、生活に必要な書類が読めない、書けないで苦労している人が多い。医療、子育て、学校教育、防災、税金、年金・保険など、学習者の生活場面に合わせ、日本の制度について日本語を学ぶ場が求められている。
- ・ 「家族滞在」の在留資格を有する者は情報や学習機会が乏しく、課題が大きい。「日本人の配偶者」についても、家族や地域の中で孤立せずに生活を充実させていくための日本語習得のニーズが高い。
- ・ 子育て期の日本語学習は必要性もモチベーションも高いが、乳幼児のいる親の学習ニーズに対応できる日本語教室が限られている。子育て期の保護者に対しては、子育て支援センターや教育機関との連携によるアプローチの可能性もある。
- ・ 自分で日本語学習を行っている外国籍県民等も多い。独学するための日本語学習方法の情報提供や、必要に応じて自己学習もフォローできる場があると良い。



### 外国につながるのある児童・生徒への日本語教育について

今回の調査では、日本語教育の対象者を「生活者としての外国人」としたが、回答の中では、外国につながるのある児童・生徒への学校教育における日本語教育に関しても、次のような意見が挙げられた。

- ・ 就学前の子どもへの日本語教育や日本の学校生活になじめるようにするための対応（プレスクール等）が必要。
- ・ 小・中学校での日本語教育の体制を強化することが必要。
- ・ 高校受験について、引き続きの柔軟な対応や、高校進学に向けた支援について、更なる周知を望む。

現在、県内の公立学校における外国につながるのある児童・生徒への日本語指導や学習支援等については、県及び市町村教育委員会により、担当教員の配置や指導協力者の派遣、就学や進学に際してのガイドの作成等の取組が行われている。

本県に暮らす外国につながるのある子どもの増加を踏まえ、今後、関係機関・団体等と学校・教育委員会との連携をさらに深め、取組の充実を図る必要がある。

### 3 各主体に期待される役割

かながわの地域日本語教育においては多様な対象者がおり、議論を継続しながら、各地域の状況やリソースに合わせ、官民のさまざまな機関と個人が横断的に連携し、日本語教育環境を強化していく必要がある。

そこで本県では、日本語教育推進法や文化庁による地域日本語教育の役割分担の考え方<sup>※1</sup>をベースに、調査で寄せられた意見を踏まえ、各主体に期待される役割をここでは次のように整理し、各主体の方々にもご理解・ご協力をいただき、中長期的に、共に県内の地域日本語教育を推進していきたいと考えている。

なお、各主体がこの期待される役割を目安に相互連携や協力の強化を図ることも期待している。

#### (1) 国

国の行うべきこととして、次のことが期待される。

○関係省庁<sup>※2</sup>が連携できる言語政策の策定

○言語政策に基づく公的に保障すべき日本語教育の実施

- ・「生活者としての外国人」に対する公的に保障すべき日本語教育<sup>※3</sup>の基準、内容、教材の整備、実施のための継続的な財政負担
- ・国の政策として受け入れる労働者の就労のための日本語教育（事業主の教育実施への支援）
- ・日本語能力の判定基準の策定

○都道府県域レベルの中核的な人材（コーディネーター<sup>※4</sup>等）の育成

役割を整理するために参考にした意見（アンケートと聞き取り調査の結果より）

- ・日本語教育を推進する中核的人材の育成、自治体が行う日本語教育施策に対する財政支援、事業者が雇用者に対し行う日本語教育に係る機会の提供に対する支援。（市町村）
- ・「生活者としての外国人」の言語学習保障の課題は、地域固有のものではなく、国全体の課題であり、地域格差が生じることが望ましくないため、国の事業として実施するのが適切と考える。（市町村）
- ・日本語教育施策の推進は必要なことと思うが、規模の小さい基礎自治体においては、財政面においてもマンパワー面においても難しい。財政的な支援及び人的支援をお願いしたい。（市町村）
- ・「日本語を学習すれば在留資格更新等の手続きが優遇される」等の政策があると日本語学習の動機づけになる。（外国人コミュニティリーダー）
- ・生活者としての基礎日本語能力の基準の設定。基本カリキュラム、教材、判定方法の開発、予算の確保と自治体への財政支援。（ボランティア）

※1 文化審議会国語分科会『地域における日本語教育の推進に向けて』（2016年2月29日）13～16ページ

※2 外国人に対する日本語教育の関係省庁 国内では厚生労働省が求職者、文化庁が難民および生活者、文部科学省が児童・生徒等、外務省・経済産業省がEPA 看護師・介護福祉士候補者、経済産業省が研修生の日本語教育を所管し、法務省が「技能実習」「特定技能」等に係る受入れ要件を定めている。これら、日本語教育を含め関連施策の取りまとめは内閣官房が行っている。

※3 「生活者としての外国人」への日本語教育 文化庁が①地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進、②日本語教室空白地域解消の推進、③先進的取組に対する支援、④日本語教育の人材育成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用を行うほか、リソースの提供（「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容・方法の充実（カリキュラム案、ガイドブック、教材例集、日本語能力評価、指導力評価、ハンドブック）、NEWS（日本語教育コンテンツ共有システム <http://www.nihongo-ews.jp/>）運用）等を行っている。

※4 コーディネーター 地域における日本語教育プログラムの編成や実践、その実施に必要な地域の関係機関との連携・調整に携わっている者を指す。

- ・ 事業主が技能実習生や特定技能の労働者に直接日本語教育を実施できない場合は、地域のボランティアの対応を期待するのではなく、厚生労働省が「外国人就労・定着支援研修」の対象者を在職者まで拡大するのが適切で効率的・効果的でないか。(ボランティア)

### ＜公的な言語学習制度の比較＞

	日本	ドイツ	フランス	カナダ	オーストラリア	韓国
公的な学習制度	無	有	有	有	有	有
財政負担者	—	国	国	国	州	市町村
個人負担	—	有 (一部負担)	無	無 (5年間)	無	無 (教材費は負担)
運営主体	—	国民学校、民間語学学校、教会、NPO等	各学校	大学やNGO	公立の専門学校、民間語学学校、公民館等	大学、NGO、福祉法人等
学習レベル	—	初～中級 4レベルまで (6レベル中)	初級 2レベルまで (6レベル中)	初～中上級 8レベルまで (12レベル中)	初～中上級	基礎～中級
標準的な勉強時間 (上限)	—	600時間 (730時間)	400時間	無制限	510時間	36時間
市民教育／オリエンテーション	—	60時間	1日	1～4週間 (自治体による)	情報提供	有 (プログラムによる)
講師の要件・資格	—	有	有	有	有	有
ボランティア役割	中心的役割	補足的役割	補足的役割	補足的役割	補足的役割	補足的役割

自治体国際化協会「自治体国際化フォーラム 2012年6月号」をもとに作成

## (2) 神奈川県・かながわ国際交流財団

広域の地方自治体および地域国際化協会として、県内の状況を踏まえ、次のことが期待される。

- 国の政策と各市町村や地域の実情に応じた調整・支援
- 関係機関による地域日本語教育に関する情報交換・議論のコーディネート
- 広域で行うべき人材育成、ネットワークづくり
- 専門家による初期段階の日本語講座など、モデルとなる取組
- 地域日本語教育に関する情報の収集と提供、相談対応
- 県民の多文化理解の推進

役割を整理するために参考にした意見（アンケートと聞き取り調査の結果より）

- ・ 県内の日本語教育推進に向けた関係者の連絡調整、市町村と連携したモデル事業の実施、市町村間の取組の紹介等を行う。(市町村)
- ・ 市町村や地域の日本語教室の実態を把握し、国への施策へ提言を行う。(市町村)
- ・ 市内でコーディネーターとなる人材を県に育成してもらえると良い。(市町村)
- ・ 外国人材の受入れ政策や外国籍県民等の状況についての理解促進 (市町村)
- ・ 近隣自治体の日本語教室とのネットワークを相互強化していけるような仕組みがあると良い。(市町村)
- ・ モデルケースやカリキュラム紹介をしたり、ボランティアがアドバイスを求めたりできるような日

本語センターみたいな場所があると良い。(ボランティア)

- ・ 日本語教育に関する情報をわかりやすくまとめてサイトを構築してほしい。(ボランティア)
- ・ 初期集中日本語講座(生活者としての基礎日本語能力の保障)の開設。(ボランティア)
- ・ インターネットやTV講座など遠隔地でも勉強できる日本語学習の方法も広く伝えられると良い。(専門家)

### (3) 市町村・市町村国際交流協会

住民や地域コミュニティ、地域の日本語教室に身近な存在として、次の役割が期待される。

○外国籍県民等の日本語教育ニーズの把握

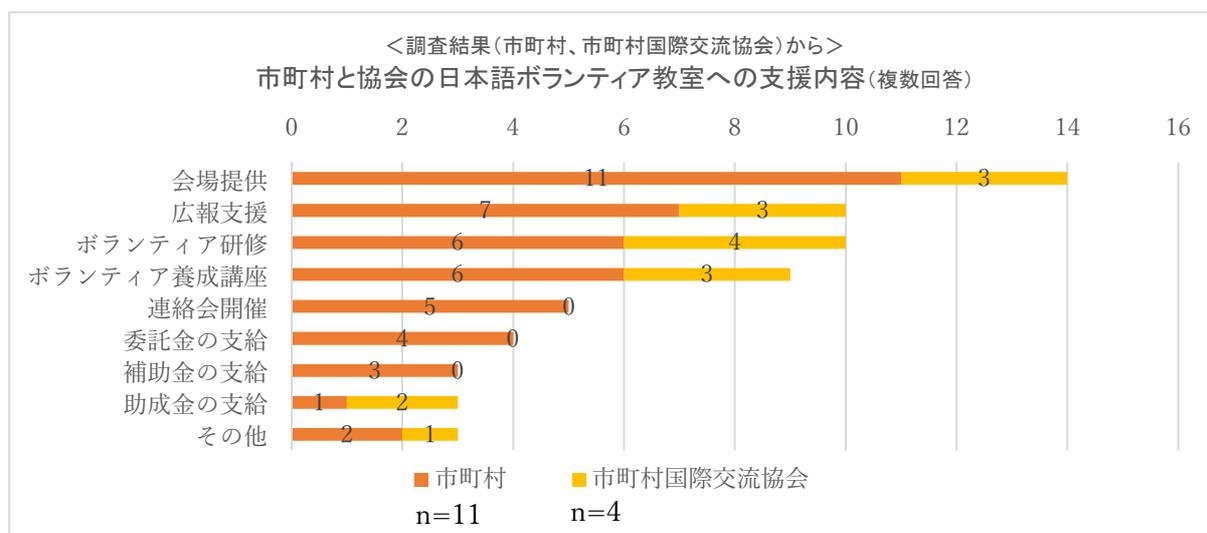
○地域の実情や生活ニーズに合わせた日本語教育の実施

○ボランティアによる日本語教室への支援(会場の確保、ボランティアの養成や研修、教室の広報、教室間の連携促進など)

○やさしい日本語<sup>※1</sup>の普及など市民への啓発

役割を整理するために参考にした意見(アンケートと聞き取り調査の結果より)

- ・ 外国籍の住民や日本語教室の窓口であるため、ニーズや課題の把握に努めることが大切であると考え。県と連携を図りながら、ニーズと体制整備のずれをなくしていくことが求められている。(市町村)
- ・ 地域の実情に応じた日本語教育の実施または日本語教室の支援。日本語教育に関する実態把握、日本語教室間の連携を行う。(市町村)
- ・ 生活を営む上で必要となる日本語学習支援。(市町村)
- ・ 教育の実施、住民の理解促進。(市町村)
- ・ 日本語ボランティア教室の会場の提供。(ボランティア)
- ・ 可能であれば、初期日本語集中講座の開設。(ボランティア)
- ・ 日本語ボランティアの研修は、市町村ごとに行い、教室の横のネットワークも強化できると良い。ほかの教室のやり方を知ることも大事。(専門家)



※1 やさしい日本語 外国人にわかりやすい日本語。次のパンフレットに、「書くとき」「話すとき」の実例や参考ツール等が示されている。

「やさしい日本語でコミュニケーション～外国人にわかりやすく情報を伝えるには」(かながわ国際交流財団 2019年3月改訂)

<http://www.kifjp.org/wp/wp-content/uploads/2018/02/yasashiinhongo190320.pdf>

- ・ 外国籍県民等を対象に日本語教室情報を含む行政サービスに関する情報提供を行う。日本語ボランティア教室と自治体の子育て、青少年部局、福祉関連部局との連携協力を進める。(ボランティア)

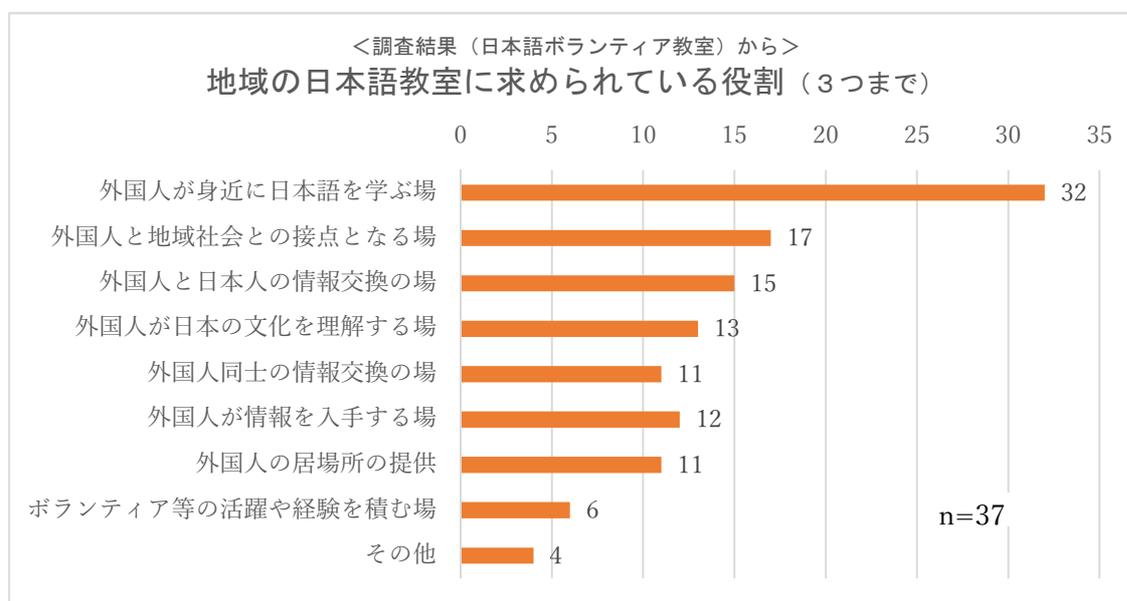
#### (4) 日本語ボランティア教室

各教室の設置目的や活動内容は多様であり、自主的な活動に役割を規定するものではないが、次の役割が考えられる。

- 外国籍県民等が、生活するために必要な日本語を学び、必要な生活情報を得る身近な場
- 外国籍県民等が、仲間と出会い、友人をつくる地域の中での居場所
- 外国籍県民と日本人が互いの文化的背景や考え方などを知り、相互理解と交流を深める場
- 地域や行政に、外国籍県民等や多文化共生の地域づくりのニーズを伝えたり提案する場

役割を整理するために参考にした意見（アンケートと聞き取り調査の結果より）

- ・ 生活者としてのゆるやかな日本語教育の場の提供。社会とのつながりを持つ場としての居場所の提供。(市町村)
- ・ 生活者としての外国人を主たる対象とした実践的な日本語教育の提供。地域で生活する者同士としての文化交流の活性化。(市町村)
- ・ 教室参加者からの意見の吸い上げ、課題の発信、各自治体への共有。(市町村)
- ・ 学習者個人の生活に即した日本語の表現や暮らしの情報を提供し、コミュニケーションを図る。(ボランティア)
- ・ 外国籍県民等に身近で気軽な相談窓口となり、必要な場合は専門相談、専門機関につなぐ。(ボランティア)



## (5) 日本語教育機関（日本語学校・専門学校日本語課程）

本県には、複数の日本語学校、専門学校日本語課程があり、主に進学などを目的に留学生を対象に専門的な日本語教育が提供されている。各学校には、多くの日本語教師が活躍しており、次の役割が期待される。

- 外国籍県民等が参加しやすい体系的な日本語講座、日本語能力検定対策講座等の提供
- 企業の日本語教育への有償による講師派遣など
- 地域における日本語教育に関する研修<sup>※1</sup>の受講
- 地域における日本語教育への参画・協力

役割を整理するために参考にした意見（アンケートと聞き取り調査の結果より）

- ・ 地域ボランティアでは対応できない専門的、集中的な日本語指導を行う。（市町村）
- ・ 企業で奨励されるらしく、日本語能力試験を目指す学習者が増えている。対策は必要であり、大学や日本語学校で対応することを期待する。（ボランティア）
- ・ 特定技能や技能実習生などの受入れの際の日本語教育のフォローは可能。（日本語教育機関）
- ・ 日本語学校で、定住外国人向けに時間数を減らし授業料を下げたコースが設定できると良い。ただし、ある程度の人数が集まらないとコースの設置は難しい。（日本語教育機関）
- ・ 定住外国人の日本語教育、生活指導、夜間中学等への専門家の派遣は可能。（日本語教育機関）
- ・ 日本語学校で学ぶ定住外国人もいるが、留学生のコースの中に主婦などが混じると、年齢、教育歴、放課後に利用できる時間等で授業についていけなくなるケースが多い。（日本語教育機関）

## (6) 大学

本県には日本語教師養成課程を持つ大学が複数あり、地域の日本語教育に参画や協力を行っている大学もある。大学には次の役割が期待される。

- 外国籍県民等が参加しやすい体系的な日本語講座、日本語能力検定対策講座等の提供
- 地域における日本語教育への参画・協力
- 学生の日本語ボランティア活動のコーディネート
- 地域日本語教育を推進するための研究、日本語教師等の養成

役割を整理するために参考にした意見（アンケートと聞き取り調査の結果より）

- ・ 日本語教育の実施、及び、実施した際の成果及び課題点を洗い出し、自治体や国際交流協会との情報共有に努める。（市町村）
- ・ 外国籍県民等の日本語学習実態を把握し、様々なニーズに対応できる日本語教師を養成する。（ボランティア）
- ・ 企業で奨励されるらしく、日本語能力試験を目指す学習者が増えている。対策は必要であり、大学や日本語学校で対応することを期待する。（ボランティア）

※1 文化庁では、2018年度より「生活者としての外国人」への日本語教育を担う日本語教師を含む日本語教師の養成・研修カリキュラム等の開発を行っており、2020年度からは、開発されたカリキュラムのうち優良なモデルについて、広く普及する目的で全国6ブロックにおける研修を実施する予定。

## (7) 企業（事業主）

本県には、就労外国人が約8万人おり、外国人を雇用している企業や事業所が約1万4千か所ある。就労外国人が日本語を学び、日本語でのコミュニケーション能力が向上することで、業務のより良い成果を出せるようになり、地域産業への貢献につながると考えられる。企業（事業主）には、次の役割が期待される。

○就労外国人の日本語教育の必要性の理解と企業内での日本語教育実施

（仕事のための日本語教育には、日本語学校等へ日本語教師を依頼する）

○就労外国人と地域の仲介、地域の日本語教室への会場提供などの協力

役割を整理するために参考にした意見（アンケートと聞き取り調査の結果より）

- ・ 自社の外国籍の従業員が必要とするレベルの日本語教育（外部の日本語専門講師による研修）を実施する。（市町村）
- ・ 特定技能の労働者の受け入れについて、登録機関等が日本語学習機会を提供するとされているが、それをせず自治体の日本語教室の案内をされると、ボランティアが対応しきれない。（市町村）
- ・ 外国籍の従業員の受入れと周辺住民に対する説明など、外国籍の従業員と地域との仲介。（市町村）
- ・ 外国籍の従業員に対する日本語教育の必要性の認識、就業時間内の日本語学習機会の提供。（国際交流協会）
- ・ 自社で働く外国籍の従業員とその家族に日本語学習機会の提供を行う。技能実習生を含め、職場で日本語を使用する分野では、企業が責任をもって日本語能力を伸ばす機会を提供する。（ボランティア）

## (8) 県民

県民が、国籍にかかわらず、生きがいのある心豊かな暮らしを送ることができる多文化共生社会の実現に向けて、県民には次のことが期待される。

○外国人材の受入れ政策や外国籍県民等の状況についての理解

○外国籍県民と日本人の互いの文化的な背景や考え方の相互理解

○日本語の習得ややさしい日本語の利用等によるより良いコミュニケーション

○外国籍県民等が地域に参加するための橋渡し、情報提供

○隣人としての助け合い、地域の日本語教育等への積極的な参加

役割を整理するために参考にした意見（アンケートと聞き取り調査の結果より）

- ・ 日本語ボランティアとして教室に参加する等、身近に暮らす外国籍県民等との触れ合いを通して、足元から国際社会を考えるきっかけをつくってもらいたい。（市町村）
- ・ 外国籍県民が急激に増加している現状を正確に把握し、よき隣人として共に心豊かに生きていくことを自覚し、実践するよう意識改革をする必要がある。（ボランティア）
- ・ 「やさしい日本語」を実践し、外国籍県民等とのコミュニケーションを進める。子どもの学校や、近所づきあい、職場の同僚として、外国籍県民等が地域に入っていくための橋渡しをする。（ボランティア）
- ・ 国籍を問わず、この地に暮らすことに慣れない人々に心を開き、受け入れること。必要な情報を提供すること。外国籍県民等には、やさしい日本語で接すること。（ボランティア）

## 4 神奈川県としての施策の方向性

本県では、県民や企業、NGO・NPOなどと県が共に、国籍、民族、信仰や、文化の違いを越えて、多様性を理解し、一人ひとりが互いに認め合うこと（多文化理解の推進）や、外国籍県民等も地域で暮らす一員として、まちづくりや地域づくりに主体的に参加し、言葉や習慣の壁などにより不便や疎外感を感じることなく、地域で活躍できる社会づくりを目指している。

そうした外国籍県民等と共に生きる、多文化共生の地域社会づくりの一環として、県内各地域において、外国籍県民等が生活に必要な日本語能力を身に付け、地域社会の一員として、安心して生活し、活躍できる環境の整備に努める。

そのため、広域自治体としての県に期待されている役割を踏まえ、県内市町村等の理解と協力を得ながら、また、必要に応じて国へ要望を行い、概ね今後5年間において、神奈川県内の地域における日本語教育の体制づくりの推進に向け、次の4つの方向性で取り組んでいく。

### (1) 市町村や関係機関等と連携した地域日本語教育体制の整備

国・県・市町村・関係機関等との連携を強化しつつ、県に期待されている役割を踏まえ、各市町村や地域の実情に応じたコーディネートや支援を実施し、地域日本語教育の総合的な体制を整備する。

#### ア コーディネーターの配置による県内の地域日本語教育の推進

県の地域日本語教育に関わる事業全体の統括を行うコーディネーター及び県域や各地域のニーズや実情に応じたプログラムの企画・調整等を行う地域日本語教育のコーディネーターを配置し、県内の地域日本語教育を推進する。

#### イ 市町村等が地域の日本語教育について情報共有や意見交換できる会議等の実施

市町村、市町村国際交流協会、関係機関等が参加する地域日本語教育に関する会議等を開催し、先進事例、外国籍県民等の生活状況や日本語ニーズの把握方法、新しい取組や工夫等（日本語教室のない地域におけるICT教材の活用や日本語講座の立ち上げ支援等）を共有し、各地域の実情に応じた取組を促進する。

#### ウ 専門家による日本語講座開催の促進

将来的に市町村でも実施可能となるような、体系的な初期段階の日本語指導、生活オリエンテーション等を組み込んだ日本語講座（モデル事業）を実施する。

### (2) 地域の日本語教育活動を支える人材育成とネットワークづくり

外国籍県民等と地域社会の接点であり、相互理解の場でもある日本語教室が、より良い形で継続・発展していけるよう、市町村等と協力し、人材育成とネットワークづくりに努める。

#### ア 市町村の日本語教育を担当する人材の育成

市町村・市町村国際交流協会職員を対象に、「外国籍県民等の生活状況やニーズの把握」「市町村による日本語講座の運営企画」「日本語ボランティア教室の支援」等をテーマに研修を開催し、外国籍県民等が抱えている課題を解決し、社会参加を支援するような日本語教育の実施や、「相互理解の場としての日本語教育ボランティア教室」の継続・発展のための支援につなげる。

#### イ 日本語ボランティア教室のリーダー的人材の育成、県域でのネットワークづくり

地域における日本語教室の実践者（リーダー的人材）を対象に、「外国籍県民等の学習ニーズの把握」「日本語講座・教室の運営企画」「市町村・日本語ボランティア教室・関係機関との連携」等を考慮して、日本語教室を実践できる人材の研修を実施し、教室間・地域間のネットワークづくりの支援に努める。

### (3) 地域日本語教育に関する情報提供の充実と外国籍県民等の日本語学習へのアクセス促進

外国籍県民等、日本語ボランティア、市町村や国際交流協会、企業等に対して県内の日本語教育に関する情報提供や相談対応を行う。特に、外国籍県民等に対しては、日本語学習ができる教室や機関、ICT教材を含む日本語学習の方法が十分伝わるよう、情報提供の充実を図る。

#### ア 外国人コミュニティ、相談窓口等との連携による支援の充実

多言語で外国籍県民等を日本語学習の場につなぐマッチングを行うとともに、外国人コミュニティとも連携し、SNS等の活用も含め、多言語での広報の充実に努める。

また、多言語支援センターかながわや外国籍県民相談窓口、市町村窓口等との連携を図り、日本語学習機会の提供と多言語生活情報の提供を組み合わせた相乗効果を図れるようなサポートを目指す。

#### イ 情報の収集と提供・相談対応・学習支援

外国籍県民等に対し、日本語教室や日本語学校などの多様な学習の場の選択肢、ICT教材を含む学習方法のリソース等をインターネット、電話等により、必要に応じて多言語で情報提供を行う。

また、市町村、市町村国際交流協会、日本語ボランティア、これから活動したい県民に対し、日本語教室の活動に必要な情報をまとめ、インターネット等で提供するとともに、学習支援方法等の相談を行う。

### (4) 多文化理解の推進

多文化共生の地域社会づくりを進めるため、県民が、外国人材の受入れ政策及び外国籍県民と日本人の互いの文化的な背景・考え方の理解を深める機会や、より良いコミュニケーション方法を学ぶ機会等を提供する。